

家族概念から見る近代国家のなかのイスラム
—20 世紀後半のエジプトを例に—
Islam in the Modern State as Seen from the Concept of Family
: An Example of Egypt

八木 久美子
YAGI Kumiko

東京外国語大学大学院総合国際学研究院
Institute of Global Studies, Tokyo University of Foreign Studies

はじめに

1. イスラム法と「身分法」
2. 核家族の浮上
3. 家族を意味するふたつの語

おわりに

キーワード：家族、イスラム、近代国家、エジプト

Key Words : family, Islam, modern state, Egypt

要旨

本論ではイスラムと近代国家の関係を中心に、エジプトの近代史における家族概念について検討を行なう。法の近代化が進められた結果、家族関係に関する法、「身分法」だけがイスラム法として残った。この過程で、核家族と訳される「ウスラ」という語が法的言説において支配的になる一方で、拡大家族と一般に訳される「アーイラ」は退けられた。1956 年の憲法において、「家族（ウスラ）は社会の基礎である」という表現が初めて登場する。「アーイラ」が人々の帰属意識の核であり、忠誠の対象として国民国家と競合する可能性があったのに対し、元来、なんらかの関心や利益を共有する集団を意味する「ウスラ」にはその可能性はなかったのである。上記の表現が憲法に入ることによって、家族は私的な単位ではなくなる。「身分法」の補足説明ではコーランが引用されることで家族が聖化される。人々を国民とし、身分法をイスラム法と等



号で結ぶことで、国家はイスラムの守護者となる。これによって、国家が宗教を制御するシステムとしての世俗主義が完成した。

This paper explores the concept of family in the modern history of Egypt. The focus is on the relationship between Islam and the modern state. As a result of the modernization of laws, Personal Status Law ruling family relation alone remained as Islamic law in Egypt. In this process, the word *usrah*, generally translated as a nuclear family, came to dominate the legal discourse on family, while *‘ā’ilah*, translated as an extended family, was rejected. In the 1956 constitution, promulgated under Nasser, the phrase, “family (*usrah*) is the foundation of society” appeared. While *‘ā’ilah*, the core of belonging for people, could compete with the nation-state for their loyalty, *usrah*, originally meaning a group sharing a concern or interest, could not. When the phrase appeared in the constitution, the family (*usrah*) stopped being a private entity. Repeated citations of Quranic verses in the explanatory memorandum attached to Personal Status Law sacralized *usrah*. By redefining people as citizens and equating Personal Status Law with Islamic law, the state redefined itself as a guardian of Islam. In the Arab world, secularism, more often than not, means a system in which the state regulates the religion, not vice-versa. Placing Personal Status Law under the control of the state brought the kind of secularism to completion.

はじめに

エジプトをはじめとするアラブ圏の家族に関する研究には、大きく分けてふたつの流れがある。ひとつは社会学的あるいは文化人類学的な見地から、当該地域の親族関係が見せる多様な形態とその意味を解きほぐすもの¹⁾、もうひとつはイスラムがこの地域で支配的な宗教であることを受け、イスラム法との関係を軸にして一般に「身分法」と呼ばれている家族法について論ずるものである²⁾。より具体的に言うと、これまで中心になっていたのは、アラブ社会の家族のありようと家父長的な社会との有機的な関係、アラブ社会における家族・親族という概念が見せる複雑で入り組んだ構造、そしてジェンダー化された規範に基づく「身分法」をめぐる論争についての分析などである。

しかし、これらの研究では置き去りにされてしまうものがある。それは、近代国家による家族への介入、家族をとおしての国民の管理に、イスラムという宗教がどのように関与しているかという大きな問題である。それには、イスラムが包括的な性格を持つ宗教であり、政治、経

済といった領域にももちろん関与するものでありながら、なぜ家族という領域が突出してイスラム法と関連付けられるのかという問いも絡んでくる。

明確な輪郭を持った家族という概念が、外からもたらされた新しいものであることは、1897年に出された英語・アラビア語辞典を見るとよくわかる。「family」を引くと、外来語と思われる「fāmylja」が最初に出てくるのである〔Spiro 1897〕。この辞典は正則語アラビア語ではなくエジプトの口語／方言のアラビア語を対象としたものであるだけに、当時の人々が日常的に用いる基本的な語彙には family に相当する語がなかったことがわかる。

本論では、この問いを出発点とし、アラブ・イスラム諸国のなかでもっとも早く近代化／西洋化に着手したエジプトに焦点をあて、近代以降、国家との関わりのなかでイスラムに何が起きたか、イスラムが近代国家の建設にどのように「寄与」したかを検証していきたい。エジプトの近代史のなかでも、1952年の革命以降、すなわちなセル体制以降の展開に特に注目するのは、この時に現在の共和国体制の基本が完成しているからである。ちなみに、エジプトの歴史上初の憲法である1923年の憲法以来、エジプトの憲法には一貫して「イスラムは国家の宗教」という文言が入っているが、この文言が憲法の冒頭に置かれ、イスラムがエジプトという国を規定する要素と位置付けられたのは1956年の憲法、つまりナセル体制下の憲法であることを付けくわえておきたい。

1. イスラム法と「身分法」

「身分法」に関して重要なのは、西洋に倣った法改革が進むなかで、この家族に関する法律にのみ「イスラム法」が残ったとされている点である。しかし、この言い方には留保が必要である。

イスラム法とは、言うまでもなくイスラム教徒が生きていくうえでの指針であり、人間の経験すべてに関与するという意味で包括的な性格を持つ。イスラム法は二つの次元で捉えることができる。まず、人間が歩むべき神の定めた道 (sharī‘ah) という次元で捉えると、それは永遠不変であり、何をしなければならないかだけでなく、何を信じなければならないか、どのような徳を身につけなければならないか、といった信条や道徳に関する部分ももちろん含まれる。ただ、本論で重要なのは、具体的な行為に関する規範としてのイスラム法である³⁾。これには、現代的な言い方をすれば商法、刑法、さらには国際法、憲法と呼ぶことができるようなものも含まれており、家族に関する事柄はその法域の一部に過ぎない。「身分法」がどれほどイスラム法の精神あるいは伝統的な見解を反映したものであれ、それをイスラム法と等号で結ぶことはできないのである。

さらに重要なのは、法律が社会のすべての成員が守るべき最低限のルールであり、国家権力によって強制されるのに対して、イスラム法は自らの行動を神の意志にできる限り近づけるための指針であり、一部の例外を除いて罰則の規定はないという点である。それは人間社会のルールである以前に、神と人間に関わるもの、道徳的な性格を持つものなのである。歴史的に、イスラム法の行為規範が成文化されることがなく、法学者たちの探求の蓄積として存在し、常に開かれた議論の対象であり続けたのはそのためである。

だとすれば、「身分法」という法律をそもそもイスラム法と呼べるのかという疑問すら生まれかねない。それどころかこの法律は、イスラム法を残したというよりも、イスラム法の本質に反しているという見方すらありうる⁴⁾。

最初に確認しておくこと、ある国においてイスラムが国教と定められている場合、それが具体的に意味するのはまず、イスラム法が何らかの形でその国の立法の基盤となっていることと考えてよい⁵⁾。エジプトの憲法でもイスラム法 (*shari'ah*) の諸原則が主要な法源と明記されている。しかしながら現実には、19世紀以降、西洋諸国をモデルとした国造りが目指され、フランスの法をモデルとした世俗的な法の整備、司法制度の近代化／西洋化が進められた結果、まがりなりにもイスラム法と呼ぶことができるのは、家族関係にかかわる諸法、つまり「身分法」だけとなったのはすでに述べたとおりである。

より正確に言うと、「身分法」とは「個人の身分に関する諸法」(*qawānīn al-aḥwāl al-shakhṣīyah*) であり、結婚、離婚、遺産相続、子供の監護など家族に関する一連の法である。配偶者の関係について1920年法律第25号が制定されたのが始まりで、1929年に親子関係や子の監護権についての法が定められ、1943年、1946年には相続に関する網羅的な法が制定された。その後数度にわたって改正され、今日に至っている。エジプトはかつてオスマン帝国の版図にあり、オスマン帝国ではスンナ派の四つの法学派のうち、ハナフィー派法学が公的な位置にあったため、「身分法」は、ハナフィー派法学の主要な見解に依拠しているとされる⁶⁾。

ただしそれと同時に、新しい時代の要請に応えるべく、「身分法」には他の法学派の見解も自在に取り入れられており、あるべき近代国家のイメージに合わせて作り上げられたパッチワークと見ることもできるのは事実である。それでもなお、他の領域の法がイスラム法の論理から離れたところで西洋諸国のそれをモデルに整備されていくのに対して、この領域にだけは少なくともイスラム法の痕跡が残されたことの意味の大きさは否定しようもない。「身分法」は、エジプトという国のイスラム性を象徴することになる⁷⁾。家族に関する領域においてのみ「イスラム法」が適用されることで、イスラムという宗教は家族関係を律する宗教であり、家族という「私的」な領域こそがイスラムの領域であるかのように見える構図が生まれたのである。

2. 核家族の浮上

国家との関連のなかで家族について議論するには、「身分法」制定だけでなく、1933年に結婚の届け出制が導入されたことについても触れておかなければならない。それまでエジプト社会では一イスラム教徒のあいだでは、結婚を成立させるのに必要なのは、イスラム法の要件を満たすこと、さらには一連の婚姻儀礼を経て家族、親族、隣人などから二人の新しい関係について承認を受けることだけであったのに対し、これによって届け出をしていなければ法律上は婚姻関係が成立していないとみなされるようになった。届け出をしていない場合、「身分法」が定める扶養の義務を「夫」が果たさない場合でも、「妻」は裁判に訴えることはできないことになったのである。

家族に関する法律をとおして、国家が国民を開化するという、世俗国家の論理に適合する構造ができあがったというのは、タラル・アサドが指摘しているとおりである [アサド 2006: 271-337]。しかしながら、アサドはイスラム法との関連のなかで近代的「家族」に言及しつつ、さらには一般に核家族と訳される「ウスラ(usrah)」と拡大家族と訳される「アーイラ('a'ilah)」について両者の違いに触れながら、なぜ法的な言説において「アーイラ」ではなく「ウスラ」が使われるのかについてはなんの説明もしていない。

「アーイラ」だけでなく「アハル(ahl)」など「家族」と訳される語はほかにも複数あるのに、なぜ「ウスラ」なのか。「ウスラ」はコーランで一度も登場しないのに、なぜあえてこの語なのか。言い方を変えれば、なぜ核家族なのか。「ウスラ」という語が憲法および「身分法」など法関連の言説において浮上してくるのは、1933年の結婚の届け出制度の導入以降進んだ流れ、つまりイスラムの論理ではなく、国家の論理が家族を制御する流れのなかである。

司法制度に関して、1955年に大きな変化があった。それ以前、裁判所は大きく二つに分かれていた。一つは「身分法」の領域を管轄とするものであり、もう一つは「身分法」以外の領域を管轄とする国民裁判所であった。しかし1955年に「身分法」の領域を扱うシャリーア裁判所と非ムスリム用のミッラ裁判所が廃止されることで、司法制度の中央集権化、一元化が完成し、家族に関する問題、つまり「身分法」の領域も、国民裁判所で裁かれることになったのである⁸⁾。言い換えると、イスラム法あるいはキリスト教、ユダヤ教、それぞれの宗教法で裁かれる領域と、当事者の宗教的帰属に関わりなく同一の世俗的な法で裁かれる領域とが明確に区別されていた状態が終わったということである。

この流れのなかで「家族(ウスラ)は社会の基礎である」という言説が現れる。まずは憲法を見てみよう。エジプトに最初の憲法ができたのは1923年であるが、その後、2014年発布の現行憲法まで、エジプトには7つもの憲法がある。近代化政策が破綻し、1882年にイギリスの保護領となっていたエジプトは、1919年革命によってイギリスから形式的なものながら独立を

獲得し王国になる。さらにナセルが率いる 1952 年の革命を経て、現在の共和国体制へと転換する。しかしながら、アラブの統一への大きな一歩と期待されたシリアとの合併は、短期間で破綻、さらには第三次中東戦争での惨敗によりナセルの「アラブ社会主義」への失望が広がり、1980 年代にはイスラム復興が顕著になる。そして、最後に来るのが 2011 年の革命である。一般に「アラブの春」と呼ばれる運動によって独裁政権が崩壊し、今日に至っている。エジプト憲法の歴史は、エジプトの激動の近代史そのものなのである。

現行の憲法を見てみよう。第 1 部「国家」の第 2 条には次のように書かれている。

イスラムは国家の宗教であり、アラビア語がその公式言語であり、イスラム法 (al-shari'ah al-islamiyah) の諸原則が立法の主な源である。

これはまさに、イスラムが現在のエジプトにおいても国家の根幹に置かれていることを確認するものにほかならない。ただ本論でとくに注目したいのは、第 2 部「社会の基本的構成要素」の部分である。第 2 部は第 7 条から第 26 条までの 20 条からなる。少し長くなるが、その文言に注意してほしい。

第 7 条 高貴なるアズハルは独立した学問的イスラム機関であり、そのみですべての任務を遂行する。それは宗教的な学問とイスラムに関する諸問題の基本的な権威であり、国内外での布教、宗教諸学およびアラビア語の普及に責任を負う。

国はその目的の遂行のために十分な財政的支援をしなければならない。

アズハル総長は、独立しており、退任させられることはなく、法律により大ウラマー機構の構成員から選出する方法が定められる。

第 8 条 社会は（社会的）連帯のうえに成り立つ。

国は社会的公正の実現、社会的相互扶助の手段を提供しなければならない。法律の定めるところにより、すべての国民に尊厳ある生活を保障する。

第 9 条 国は差別なく、すべての国民の機会均等を実現しなければならない。

第 10 条 家族は社会の基礎であり、その柱は宗教、道徳、愛国心である。国家はその繋がり、安定、強化に尽力する。

第 11 条 国は憲法の定めに従い、市民的、政治的、経済的、社会的、文化的権利のすべてに関して女性と男性の平等を実現することを保証する。

国は法律の定めるところに従い、諸議会において女性が適切に代表されることを保証する措置をとるものとし、同様に差別なく、公的職務および国家の主要な行政職に就く権利、司法に関する省庁及び諸機関に任命される権利を保証する。

国はあらゆる形態の暴力から女性を護り、女性が家族の義務と職務上の必要のあいだで調整ができることを保証する。また母親や子供、そして一家を養う女性、高齢の女性、窮状にある女性への配慮と保護を行なう。

一般に、現行憲法はアズハル機構に国家権力からの独立性を保証した点で「アラブの春」まで続いた1971年の憲法と異なると評価されることが多い。それがはっきりと表れているのが第7条である。アズハル機構は独立し、その長は国によって任命されるのではなく互選によるものとなり、国の意志によって罷免されることもなくなった。ナセルによって奪われていた独立性を完全にではないにせよ、取り戻したと評価されたのである。

ただ本論において注目しなければならないのは、第10条である。ここで「家族」と訳した語は、もちろん「ウスラ」である。「家族は社会の基礎であり、その支柱は宗教、道徳、愛国心である」という部分は、前の1971年の憲法とまったく変わっていない。1971年の憲法ではこの記述のあと、「国家はエジプトの家族の本来の性格とそれが代表する価値と伝統を維持し、エジプト社会の関係において、この性格を保護し、発展させていくものとする」という文言が続いてはいたものの、家族が社会の基礎という考え方は現行憲法と同じである。

「家族（ウスラ）は社会の基礎であり、その支柱は宗教、道徳、愛国心である」という記述が最初にエジプト憲法に入ったのは、実はナセル時代の憲法、1956年の憲法である。エジプト王国時代に出された憲法には、これに相当する文言はない。より厳密に言うと、「ウスラ」という単語が登場しないというわけではないが、それは当時のエジプトを支配していたムハンマド・アリー家の「家」にあたる語としてのみ使われている。家族とは何かという類の文言は存在しないのである。

1956年の憲法以降、「家族は社会の基礎であり、その支柱は宗教、道徳、愛国心である」とされることにより、家族（ウスラ）はエジプトという国のありようを決定する役割を担うことになり、その意味で公的な性格を帯びることとなった。家族という「私的」な領域にのみイスラム法が残ったこと、それと同時に家族が「公的」な役割を帯びたこと、これが同時に起きていることに注目してほしい。

少し話がそれるが、「家族が社会の基礎」という考え方自体は、もちろんエジプト固有のものでもなければ、アラブ諸国あるいはイスラム諸国特有のものでもない。世界の他の地域の国の憲法にも同様の文言がみられ⁹⁾、1948年の世界人権宣言の影響がうかがわれる。しかしながら、

その扱いはやはり、イスラムを公的な位置に据える国ならではの特徴がある。世界人権宣言の第16条は次のとおりである。

(1) Men and women of full age, without any limitation due to race, nationality or religion, have the right to marry and to found a family. They are entitled to equal rights as to marriage, during marriage and at its dissolution.

(2) Marriage shall be entered into only with the free and full consent of the intending spouses.

(3) The family is the natural and fundamental group unit of society and is entitled to protection by society and the State.¹⁰⁾

エジプトの憲法では、第1項と第2項はほとんど顧みられず、第3項のみが取り入れられている。第1項と第2項の内容、つまり結婚が「宗教によるいかなる制限も受けない」、「両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立」するという部分はイスラム法に抵触する可能性が高いとすれば当然と言えよう。そのうえで、第3項の社会の自然かつ基礎的な集団単位であり、社会および国家による保護を受ける権利があるものとされている「家族 (family)」に、エジプトの憲法では「ウスラ」の語が充てられたということである。つまり、家族の捉え方の背後に、イスラムが見え隠れするということであろう。

3. 家族を意味するふたつの語

本論の冒頭で、家族と訳すことのできるアラビア語の単語には「ウスラ」以外に複数あると述べたが、「ウスラ」と一番近いと母語話者に感じられるのは「アーイラ (‘ā’ilah)」であり、この語との語感の違いが「ウスラ」という語の選択に込められた意図を理解する鍵になると考えられる。「アーイラ」とは元来、扶養される者(たち)という意味で、ひとりの家長に扶養されるすべての成員、ときには住み込みの使用人までも含めて「アーイラ」と呼んだことからわかるとおり、かなり伸縮自在な概念であった。

この「アーイラ」と比べて「ウスラ」はどう異なるのか。最初に、アラブ人研究者のあいだで社会学などの専門用語として両者がどのように使い分けられているかを見てみよう。『エジプトの家族：形成と存続の心理を読み解く』という研究書では、次のように記されている。英語の個所は原文でも英語で表記されていることを断っておく。

ウスラ、「family」は夫婦と同じ住居に暮らす未婚の子供たちからなる。一方、アーイラ、「extended family」は夫婦と、同じ住居に暮らし家長の監督の下で同じ経済的、社会的生活を送る既婚の子供たち、未婚の子供たち、およびその他の親族からなる [Zahrān 2016: 92]。

もうひとつは、『結婚と家族の社会学：現状と未来のための批判的視点』というもので、それには次のような記述がある。なお、「アシーラ (‘ashīrah)」とは一般に一族、部族、とくに父方のそれを意味する語である。

ウスラ、それは社会における第一の細胞であり、社会構造の基本的な単位である。ウスラという語が夫婦と子供たちからなる近しい概念として限定的に用いられるのであれ、両親や親族を含み、アーイラあるいはアシーラと言い換えられるものであれ、時と場所を超えてウスラには配偶者の関係、互いの義務と権利を含む境界線というものがある [Hilmī 2016: 18]。

要するに、「アーイラ」は拡大家族、「ウスラ」は核家族を指す語として定着していることが確認できる。このことを踏まえて、現代正則語のアラビア語・アラビア語の辞典を見てみよう。1960年に初版の出たカイロ・アラビア語アカデミーによる辞典『アル・ワシート』[Majma‘ al-Lughat al-‘Arabīyah bil-Qāhirah 1960]では、「アーイラ」は「親、子、親戚など、一つの世帯に含まれる人々」とされている。また、2008年に出された『近代アラビア語辞典』[‘Umar 2008]では「その人の妻と子供たちと親戚」と説明されている。

「ウスラ」についてはどうであろうか。筆者の見た限り、近代以前の辞典で唯一、「家族」という意味に近いものとして「ウスラ」を取り上げているのは、18世紀の『タージュール・アルース』[Zabīdī n.d.]である。「アーイラ」と「ウスラ」が持つニュアンスの違いを考えると参考になるのは、この辞典のなかの記述である。

「ウスラ」の意味として最初に挙げられるのは、意外なことに戦士が身に着ける「よろい」である。それに続いて、「ある人のウスラとは、近しい人々の集まり (al-rahṭu al-adnūna)、そして父方親族 (‘ashīratuhu) のことである。なぜなら、彼はそうした人々といること強くなるからである」と書かれている。

次に1960年の『アル・ワシート』に移ろう。まず「よろい」が挙げられ、それに続いて、「アハル (ahl) と父方親族」という説明が続く。「アハル」はあとで説明するとおり近しい人々のことであることを考えると、この説明に関しては『タージュール・アルース』と基本的には変わらないと言えよう。注目に値するのは、そのあとに続く三つ目の意味として、「共通の事柄がつなぐ集団」という説明が来る点である。

2008年の『近代アラビア語辞典』になると、「よろい」という意味はもはや記されていない。この時代のアラビア語では、「ウスラ」をその意味で使うことはなくなったということであろう。書かれているのは、『アル・ワシート』の挙げた二つ目と三つ目の意味、つまり家族、親族という意味と、「共通の事柄がつなぐ集団」という意味だけである。この「共通の事柄がつなぐ集団」という意味で使われる例として、「協同組合のウスラ。教育におけるウスラ、つまり教育の場で働く人々。セム語のウスラ、つまりセム諸語という種類。仕事のウスラ、つまり仕事上のチーム」といった表現が挙げられている。

以上から、次の点が明らかになる。「アーイラ」と「ウスラ」は、現代の用法においては、ともに「家族」となり意味の上で重なる部分はあるものの、ふたつの語のあいだには明らかな語感の違いがある。母語話者であっても平均的なエジプト人には「ウスラ」と「アーイラ」の使い分けの基準を明確に説明することは難しいが、しかしそれでも、「ウスラ」しか使えない場合について比較的簡単に例が挙げられる。たとえば、大学生のサークル活動については必ず「ウスラ」を使うし¹³⁾、職場のチームについても「ウスラ」の語しか用いられないという[長沢 2019: 11]。まさに「共通の事柄が結び付ける集団」については「ウスラ」しか使えないということなのである。

要するに、「ウスラ」とは共通の利益を軸に、当事者の意志によって、合理的に形成されるものであるのに対して、「アーイラ」は個人の意志を超えた次元で成り立つものという違いがあるのである。だからこそ、「アーイラ」はある種の聖性を帯び、否応なくその構成員の忠誠を要求するものとなる。同じ「アーイラ」の人間であれば、それだけで助け合わなければならない、弱い者であれば庇護しなければならないという感覚がある。「断食明けの祭りには、昔は家族が集まったものだが今では」というような、若い世代の個人主義的なふるまいを批判する語りに使われるのはかならず「アーイラ」である。

「アーイラ」と「ウスラ」を、「拡大家族」と「核家族」と訳しわけることは間違いではないが、両者を区別するのは規模の違いではなく、成員の結びつきかた、その質の違いだということに注意が必要であろう。そして忠誠の対象、帰属意識の核となる「アーイラ」は、国家と競合する可能性が高いということについてはとくに強調しておきたい。

このことを踏まえて、「身分法」のなかの「ウスラ」に目を向けよう。「ウスラ」はどのような文脈に置かれ、どのように意味づけられるのだろうか。結論から言うならば、「ウスラ」は「アーイラ」とはまったく別の文脈で聖化されていくのである。

一連の「身分法」の先駆けとなる「扶養および身分関係法の一部の規定に関する法」（1920年法律第25号、1929年法律第25号及び1985年法律第100号による改正）の「補足説明

(al-mudhakkirah al-īdāhīyah)」には、次のような注目すべき記述がある。なお、「家族は社会の基礎」というのは憲法とまったく同じである。

家族（ウスラ）は社会の基礎である。なぜならば社会は互いに結びついた家族の集まりで構成されており、構成要素たる家族の結束あるいは崩壊の度合いに従い、社会は強くもなれば弱くもなるからである。家族が強くなればなるほど社会は力を増し、家族が分裂しつながりが崩れればこの共同体は崩壊する。聖なるコーランは家族（ウスラ）のつながりと家族（ウスラ）の成員のあいだの確かな愛（mawaddah）と情けの念（rahmah）を大切にし、人々はみな、根源においてひとつであり、男と女として神によって創造されたものであると明かしている。さらにいと高き神は「人びとよ、われは一人の男と一人の女からあなたがたを創り、種族と部族に分けた。これはあなたがたを、互いに知り合うようにさせるためである。アッラーの御許で最も貴い者は、あなたがたの中最も主を畏れる者である」（コーラン「部屋」章 13 節）と語り、家族の結束の重要性を示された。この聖なる章句は我々に、結婚が家族の源であり、家族は結婚によって成り、その影で育成されるということを教えてくれる。

「聖なるコーランは家族（ウスラ）のつながりと家族（ウスラ）の成員のあいだの確かな愛と情けの念を大切にし」とある。あたかもこの文言がコーランに書かれているかのような書きぶりであるが、事実はそうではない。すでに触れたとおり、コーランには「ウスラ」の語は出てこない。コーランにあるのは次のような文言である。なお、太字の「かれ」とは唯一神のことである。

また**かれ**があなたがた自身から、あなたがたのために配偶を創られたのは、**かれ**の印の一つである。あなたがたはかの女らによって安らぎを得よう（取り計らわれ）、あなたがたの間に愛と情けの念を植え付けられる。本当にその中には、考え深い者への印がある。（30 : 21）

つまり、コーランで説かれているのは配偶者、つまり妻と夫の関係であって家族ではない。「補足説明」でコーランの別の章については「部屋」章と名が挙げられながら、この章の「ビザンチン」章という名が示されていないのは意図的とすら感じられる。

こうして「ウスラ」は愛と情けの念によって立つもの、まさに、エドワード・ショーターがいう「家庭愛」に支えられる「近代家族」[ショーター 1987] に近づいていく。それは生産活動の単位でもなければ、ひとりの長に養われる者たちという集団でもない。そのうえで見逃してはならないのは、「ウスラ」が近代家族を意味する語へと再定義され、さらには公的な意味を

帯びた単位となると同時に、その軸となる愛と情けの念が唯一神によって命じられたものとされることで、「ウストラ」はイスラムの文脈において意味づけられるという点である。郷愁や忠誠心と自然に結びつくような、「アーイラ」の聖性とは別の次元で「ウストラ」は聖なるものとなるのである。

このように、「ウストラ」すなわち核家族が社会の基礎だという言説は新しく作り出されたものではあることは確かである。しかしながら、これが現実とかけ離れ、人々の耳には空虚に響くかというところではない。なぜなら、すでにかなりの程度、現代のエジプトの現実と一致しているからである。

たとえば、1980～90年代のエジプトのテレビドラマについて分析したアブー・ルゴドは、ドラマのなかでは都市の中間層の理想に合わせ、拡大家族よりも核家族を登場させることが多いと指摘する [Abu-Lughod 2005: 129]。まったくリアリティを持たない作品が視聴者から広く支持されるはずもなく荒唐無稽に映ることを思えば、核家族が家族の代表として描かれることはある程度、社会の現実を反映していると考えべきであろう。また、この時代までのテレビはすべて国営であったことを考慮すれば、ドラマに登場するのは国家の求める家族像だという見方も可能である。

ドラマの世界から現実社会に目を移そう。1990年代にカイロで調査を行い、政府が提供する集合住宅の空間を人々が自在に使う様子について論じた研究書のなかで、ガンナムは 1970年代のサダトの経済開放政策について次のように言っている。

サダトの政策は外に向けて扉を開けることを目指す一方で、地元では、扉は核家族を囲い込み、互いに隔てることに使われた。近代的な家族とは、それぞれのアパートを持ち、そのなかで家族の活動を囲い込むとともに、はっきりとした境界線を明示する扉を持つ、核家族であると捉えられていた。 [Ghannam 2002: 94]

また、2012年に、過去5年以内に結婚した女性を対象に行なわれた調査では、結婚した段階で独立した世帯を持った、つまり核家族として結婚生活を始めた者は全体で77.0%、都市部では87.0%、農村部で70.3%であった [Salem 2015: 175-176]。この数字自体かなり高いと感じられようが、2006年の調査と比べて、全体の数値で言うと14.1ポイント高く、すなわち上昇傾向にあり、現在はまだ高い割合になっていると推測される。内婚制の夫方居住は過去のものとなり、今では核家族こそが一般的な家族の形態になっているのである¹⁴⁾。



最後に、「アハル」という語についても簡単に見ておきたい。コーランには「アーイラ」、「ウストラ」は登場しないが、この「アハル」という語は登場し、実際に日本ムスリム協会のコーラン日本語訳で「家族」と訳されているのはすべてこの語である。

しかしながら、この語の用例を広く見渡してみると、この語が意味するのは「核家族」でないどころか、場合によっては「家族」ですらないことがわかる。たとえば、ユダヤ教徒やキリスト教徒のことをイスラムでは「啓典の民」と呼ぶが、これをアラビア語にすると「ahl al-kitāb」となる。つまり、「アハル」という語に本あるいは啓典を意味する「al-kitāb」という語の所有格が続いているのであり、この場合の「アハル」は「民」にあたる。また一般に「スンナ派」と呼ばれているのは、正確には「預言者の慣習と共同体に従う人々 (ahl al-sunnah wal-jamā'ah)」であり、ここでも「アハル」の語が家族や親族ではなく、「人々」というような意味で使われているのがわかる。かと思うと、12世紀の著名な学者であるガザーリーの著作、『宗教諸学の再興』の「婚姻作法」では、「アハル」は「妻」という意味で使われている[Ghazālī 2005]。なお、さきほど司法の一元化に関して説明するなかで、「国民裁判所」に触れたが、この際の「国民の」にあたる語は「アハル」の形容詞形、「ahliyah」である。

まったく捉えどころのないようにも思われるが、ハディースに関するある注釈書では、「アハル」の意味が次のように説明されている。「ある男のアハルとは、系譜あるいは宗教、あるいはそれと同じような働きをする生業、妻や子、郷などによって彼と繋がれるものである」[Tībī 1997: 3900]。要するに、この「アハル」という語は血のつながりであれ、婚姻関係であれ、宗教的帰属であれ、出身地であれ、何らかの理由により深いつながりのある人々のことをいうのである。このことを踏まえて、コーランの次の一節を見てみよう。

もしあなたがたが、両人の破局を恐れるならば、男の一族 (ahl) から一人の調停者を、また女の一族 (ahl) から一人の調停者をあげなさい。両人がもし和解を望むならば、アッラーは両人の間を融和されよう。本当にアッラーは、全知にして何ごとにも通暁しておられる。(4 : 35)

イスラムの初期においては、もし婚姻契約に違反があったとき、妻と夫のあいだでもめごとが起きたとき、「アハル」が調停にあたった。それはつまり、かならずしも血縁関係にある者ということではなく、男性にとって、そして女性にとって、自分の権利を代表してくれるような近い者ということであろう。政治的な権力が介入するという発想はない。しかしながら、国家権力が庇護者、調停者の役割を担いはじめたとき、この意味での「アハル」は退場を余儀なくされる。

おわりに

イスラム法は「身分法」として残ったとされるが、そのことがイスラムという宗教の本質を揺るがすような大きな問題であることをあらためて確認しておこう。なぜなら、家族に関わる領域にだけイスラム法を残すことで、イスラムがあたかもこうした領域のみに関わる宗教であるかのような状況を生みだしたからである。

しかしそれと同時に、「ウスラ」がコーランの文言によって聖化され、社会の基礎とされていくことで、エジプト社会のイスラム性は「ウスラ」のありように依存するという論理が生まれる。その意味では、家族は公的な性格を帯びる。換言すると、エジプト社会全体のイスラム性を担保すべく、家族のイスラム性が要求されるということである。そしてこの家族のイスラム性というものは、ジェンダー化された家族のありようによって確認されるという仕組みになっているのである。

先に挙げた、現行憲法の第11条を振り返ってみよう。冒頭に来るのは、「すべての権利に関して女性と男性の平等の実現」である。しかしそのあとには、女性の保護、庇護に関する記述が続いている。とりわけ最後の二つの文は重要なので、ここであらためて引いておきたい。「国家はあらゆる形態の暴力から女性を護り、女性が家族の義務と職務上の必要の調整ができることを保証する。また母親や子供、そして一家を養う女性、高齢の女性、窮状にある女性への配慮と保護を行なう」とある。

「身分法」の定める夫の義務、庇護者として妻と子を扶養する義務を夫が果たし、妻がその夫に服従している限り、その「ウスラ」はイスラム性を体現するものであり、社会の基礎として十分な役割を果たしている。それはエジプトがイスラムの国であることを保証する。だからこそ、夫が「身分法」の命ずる義務を果せない、あるいは果たさない場合、そこには国家が登場するのである。調停者として立ち現れるべき者は、もはや「アハル」と呼ばれる人々ではなく、「アーイラ」の男たちでもない。

ドンズロは19世紀末のフランスの家族について論じた『家族に介入する社会』のなかで、家族が「社会的な命令を、義務としてまたは自らの意志で伝え、媒介するものになる」とし、それに欠陥がある場合は「予防措置を正当化」することがあるとしたうえで次のように言う。

こうした欠陥のいずれかによって、家族の成員に損害が与えられたようだという名目のもとで、家族は直接的な支配の対象になる。最も弱い成員（子ども・女性）の利益を守るために、保護は国家による矯正的・救済的な介入を認める。しかしそれは、私的な権利のほとんど全面的な剥奪を代償としている [ドンズロ 1991: 106]。

近代以前のエジプトでは、父方の系譜を軸とした家族、一族と言ひ換えられるような大きな規模での家族が基本であったが、このことはすなわち、女性には夫以外にも複数の庇護者がいたことを意味する。内婚制に基づく夫方居住が支配的であった時代のエジプトでは、妻にとって舅は子供のころからよく知った父方のおじであり、舅からすれば、息子の嫁は自分の兄弟の娘であった。嫁ぎ先の女性の立場はかつての日本の嫁のような外部者ではなく、女性には夫以外にも複数の庇護者がいたことを意味する。夫が妻と子を庇護し扶養するのではなく、一族の男たちが一族の女たちと子供たちを庇護し扶養したということである。しかし、日々の暮らしをともにし、家計を同じくする単位としての家族が核家族になることで、女性にとって結婚後の庇護者は事実上、夫だけになった。

こうして、人々を「アーイラ」のつながりから切り離し、一人ひとりの国民に置き換えることで国家の管理下に置く。「身分法」をイスラム法と等号でつなぐことで、国家はイスラムの守護者、エジプト社会のイスラム性の管理者という立場に立ち、支配の正当性を確保する。さらには、家族に「社会の基礎」という公的な役割を付与することによって、国家は家族をとおして国民をコントロールする。夫がイスラム法の定める責任を果たさない場合、妻が義務を果たさない場合、国家が介入するのはそういうことである。

ドズブロがフランスで見出した構造との間に違いがあるとすれば、それは、エジプトの場合、イスラムというベールによって包み隠されているという点であろう。核家族は神の命じた愛と情けの念によって結ばれたものとされ、そのなかで夫が神に命じられた庇護者としての責務を果たせない場合、それに代わって国家が動くというのである。

エジプトを中心としたアラブ世界の19世紀の法制度改革について論じたブラウンは、ナセル時代の1955年に行なわれたシャリーア裁判所および他宗教のミッラ裁判所の廃止について、「この国の主権を損ないかねない、政府の権威に対する重大な制約となるような、例外的な司法制度のすべての痕跡を」排除したと言っているが、この指摘はきわめて重要である [Brown 1997: 63]。

一口に世俗主義と言っても、世界を見渡すとその多様性には驚かされる。アラブ世界について言うと、世俗主義とは、宗教的な権威を持つ者が国家を動かすのではなく、国家権力を握る「俗人」が宗教のありかたを決定する体制を意味することと解されることが多い。そしてもし世俗主義をこのように捉えるのであれば、「ウスラ」という語をめぐる一連の動きは、この種の世俗主義を完成に近づけるためのプロセスと見ることができるのである。

【註】

- 1) 国内の研究では、[長沢 2019] および [加藤・岩崎 2011] などがある。
- 2) 国内の研究では、[堀井 2004] および [柳橋 2001] などがある。
- 3) 行為規範は、さらに二つに分かれる。一つは「イバダート (‘ibādāt)」と呼ばれる礼拝、巡礼などの儀礼に関するものであり、もう一つは「ムアーマラート (mu‘āmalāt)」と呼ばれる人間と人間の関係を規制するものである。実定法に重なるのは後者であり、本論で議論するのもこちらである。
- 4) 堀井は前近代においてイスラム法そのものが国家の法律として制定されることはなかったと指摘したあと、「制定法はイスラム法の定義に反するという方が正しい」と述べている [堀井 2004 : 208]。
- 5) イスラム法が法源であることの具体的な意味、それについての議論については、[Lombardi 2006] を参考にされたい。なおイスラムが国教であることは、国家元首がイスラム教徒に限定されることも含意している。
- 6) このことは、「身分法」に明記されていない問題についても、ハナフィー派法学の主要な見解を参照して、判断することを意味する。しかし、シャリーア裁判所が廃止され、司法制度が一元化された 1955 年よりあとは、この法によって裁く裁判官がかならずしもイスラム法学の専門家ではなくなる。イスラム法学の基本的な知識に欠ける者が「身分法」という名のイスラム法によって判断を下す事態が生まれたのである。
- 7) 唯一残されたイスラム法の領域という評価によって、夫と妻の関係を、庇護する者と服従する者の関係と規定するこの法に修正を求めることが、あたかもイスラム法への攻撃であるかのように解釈する素地が生まれた。
- 8) ナセルのもとで、女性の権利を拡大する「身分法」の大幅な改正が試みられたが、同胞団との関係など、難しいかじ取りを迫られるなかで、1960 年のシリアとの合併の失敗、1967 年の第三次中東戦争における惨敗により、この試みは日の目を見ることなく終わった [Fauzi 1998]。
- 9) <http://www.worldfamilydeclaration.org/WFD>
- 10) <https://www.un.org/en/universal-declaration-human-rights/index.html>
- 11) ナセル時代に新しい国造りの担い手として、地縁、血縁と切り離された新しい農民の創出が目指されたこともこれと同じ文脈で理解が可能である [Shakry 2007]。
- 12) コーラン日本語訳に関しては、日本ムスリム協会のものを使用する。訳文のあとの数字はコロンを挟んで、章と節を示す。
- 13) 大学生のサークル活動については「ウスラ」を使う、「アーイラ」は使えないということについて、東京外国語大学のアララッドィーン・スライマーン氏から指摘を受けた。ここに謝意を表したい。
- 14) 現代の母語話者が「ウスラ」と「アーイラ」の違いを明確に説明できないという状況は、「アーイラ」の語が道徳的な意味を今も失っておらず、一種の郷愁をかきたてるものでありながら、現実に日々の暮らしを共にする単位は核家族であるというずれから生まれるものとも考えることもできるだろう。

【参考文献】

* 日本語

アサド、タラル 2006

『世俗の形成：キリスト教、イスラム、近代』、みすず書房、中村圭志訳
加藤博・岩崎えり奈 2011

「エジプト農村の世帯・家族構造」、『東洋文化研究所紀要』159 冊

ショーター、エドワード 1987

『近代家族の形成』、昭和堂、田中俊宏・岩橋誠一・見崎恵子・作道潤訳
ドンズロ、ジャック 1991

『家族に介入する社会：近代家族と国家の管理装置』、新曜社、宇波彰訳
長沢栄治 2019

『近代エジプト家族の社会史』、東京大学出版会

堀井聡江 2004

『イスラーム法通史』、山川出版社

柳橋博之 2001

『イスラーム家族法：婚姻・親子・親族』、創文社

『日亜対訳 注解 聖クルアーン』 1982

宗教法人日本ムスリム協会

* 英語、アラビア語

Abu-Lughod, Lila 2005

Dramas of Nationhood: The Politics of Television in Egypt, The University of Chicago Press

Antoun, Richard and Harik, Illiya eds. 1972

Rural Politics and Social Change in the Middle East, Indiana University Press

Brown, Nathan J. 1997

The Rule of Law in the Arab World: Courts in Egypt and the Gulf, Cambridge University Press

Fairūz Ābādī, Muḥammad ibn Ya'qūb al- 2005 (1410)

al-Qāmūs al-Muḥīṭ, Mu'assasat al-Risālah

Gellner, Earnest and Waterbury, John 1977

Patrons and Clients in Mediterranean Societies, Gerald Duckworth and Co.

Ghannam, Farha 2002

Remaking the Modern: Space, Relocation, and the Politics of Identity in a Global Cairo, University of California Press

Ghazālī, Abū Ḥāmid Muḥammad al- 2005

Iḥyā' 'Ulūm al-Dīn, Dār Ibn Ḥazm

Ḥilmī, Ijlāl Ismā'īl 2016

'Ilm Ijtīmā' al-Zawāj wal-Uṣrah : Ru'yah Naqdīyah lil-Wāqi' wal-Mustaqbal, Maktabat al-Anglu al-Miṣīyah

Ibn Manẓūr, Muḥammad ibn Mukarram 2010 (1290)

Lisān al-'Arab, Dār Ṣādir

Lombardi, Clark B. 2006

State Law as Islamic Law in Modern Egypt: The Incorporation of the Sharī'a into Egyptian Constitutional Law, Brill

Majma' al-Lughah al-'Arabīyah bil-Qāhirah 1960

Al-Mu'jam al-Wasīl, Maktabat al-Shurūq al-Daulīyah

Najjar, Fauzi M. 1988

"Egypt's Laws of Personal Status," *Arab Studies Quarterly* Vol.10, No.3

Salem, Rania 2015

"Changes in the Institution of Marriage in Egypt from 1998 to 2012," Edited by Ragui Assaad and Caroline Krafft, *The Egyptian Labor Market in an Era of Revolution*, Oxford University Press

Shakry, Omnia El 2007

The Great Social Laboratory: Subjects of Knowledge in Colonial and Postcolonial Egypt, Stanford University Press

Spiro, Socrates 1895

An Arabic-English Dictionary of the Colloquial Arabic of Egypt, Al-Mokattam Printing Office

Spiro, Socrates 1897

An English-Arabic Dictionary of the Colloquial Arabic of Egypt, Al-Mokattam Printing Office

Ṭībī, Al-Ḥusain bin 'Abd Allāh bin Muḥammad al- 1997

Sharḥ al-Ṭībī 'alā Mishkāt al-Maṣābīḥ al-Musammā bil-Kāshif 'an Ḥaqā'iq al-Sunan, vol. 1, Maktabat Nizār Muṣṭafā al-Bāz

‘Umar, Aḥmad Mukhtār ‘Abd al-Ḥamīd 2008

Mu‘jam al-Lughah al-‘Arabīyah al-Mu‘āṣirah, ‘Ālam al-Kutub

Zabīdī, Muḥammad ibn Muḥammad Murtaḍā al- n.d.

Tāj al-‘Arūs min Jawāhir al-Qāmūs, Dār Maktabat al-Ḥayāt

Zahrān, Samāḥ Khālid 2016

Al-Uṣrah al-Miṣrīyah: Qirā‘āt fī Sikūlūjīya al-Takwīn wal-Istimrār, al-Hai‘ah al-Miṣrīyah al-‘Āmmah lil-Kitāb